

立川市学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 8 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗 原 寛

理由

共同調理場方式による中学校給食の提供開始を踏まえ、立川市学校給食運営審議会に諮問する事項の整理を行うため。

立川市学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則

立川市学校給食運営審議会条例施行規則（昭和50年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(諮問事項)</p> <p>第2条 立川市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問する事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) ……略……</p>	<p>(諮問事項)</p> <p>第2条 立川市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問する事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p><u>(5) 中学校給食に関すること。</u></p> <p>(6) ……略……</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。